

行政機関	防衛庁	総務省 (公害等調整委員会除く)	法務省	外務省	財務省
評価法における規定事項					
計画期間	平成14年度～平成17年度（4年間）	平成14年度～平成16年度（3年間）	平成14年度～平成16年度（3年間）	平成14年度～平成16年度（3年間）	平成14年度～平成16年度（3年間）
政策評価の実施に関する方針	1. 防衛政策の企画及び立案並びに防衛力の整備 2. 自衛隊の効果的な運用 3. 自衛隊を担う人材の確保、育成及び維持 4. 防衛装備の適正な維持及び管理 5. 自衛隊及び在日米軍施設の取得、建設及び管理、防衛施設周辺の生活環境整備並びに在日米軍の駐留に関する事務 6. その他	1. 政策の質及び行政の政策形成能力の向上並びに職員の意識改革の進展 2. 成果重視の行政の実現 3. 政策及びそれに基づく活動についての透明性の確保並びに行政に対する国民の信頼の向上	政策評価は、原則として上記任務を達成するために実施する政策全般について行うものとする。	・中長期的観点を含めた成果の重視 ・効率性の重視 ・説明責任の徹底	1. 国民に対する説明責任を果たすこと 2. 常により効率的で質が高く時代の要請に合った成果重視の行政を目指し続ける。 3. 組織の活性化を図ること 4. 各府省の政策評価の結果を適切に活用していくこと。
政策評価の観点に関する事項	必要性、効率性、有効性 政策の特性に応じて必要であれば、公平性、優先性など別途の観点を加味して、評価を行う。	必要性、効率性、有効性、公平性、優先性	主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行う。	必要性、有効性、効率性を基本としつつ、評価対象の性質等に応じて、適宜これに修正を加える。	必要性、効率性、有効性、公平性、優先性を一般基準とする。
政策効果の把握に関する事項	可能な限り具体的な指標・数値による定量的な評価手法を用いるよう努めるものとする。定性的な把握の際も、可能な限り、客観的な情報・データや事実に基づくものとし、評価において第三者等を活用するなどにより、評価の客観性の確保に努める。	可能な限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる。これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。	目標の達成度及び施策の目的を具現化した効果について可能な限り定量的な把握に努めるものとする。定量的な把握が困難な場合又はそれが客観性の担保に結びつかない場合においては、定性的な把握を行うこととする。	可能な限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる。これが困難である等の場合、政策効果を定性的に把握する手法を用いる。外務省において外交政策はその特性上、必ずしも政策効果の定量的な把握に結びつかないことから、場合によっては、政策効果を定性的に把握する手法を用いる。	可能な限り政策効果を定量的に把握できる手法を活用する。これが困難である等の場合、政策効果を定性的に把握する手法を活用する。
事前評価の実施に関する事項	事前評価は、事前の事業評価として実施。 新規正面整備(総事業費10億円以上のもの)、新規研究開発(技術開発、重要技術研究及び総事業費10億円以上の技術研究)、その他の新規事業(総事業費10億円以上のもの、その他重要なもの)を特段の事情がない限り対象とする。	評価方式は、事業評価方式とする。 対象政策は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行例(平成13年政令323号)に規定される政策及びこれに準ずるものとして大臣官房政策評価広報課長が別に定めるもの。法第9条第2号の要件を満たさないが、同条第1号前段に該当すると考えられる政策のうち大臣官房政策評価広報課長が別に定めるもの。	評価方法は、可能な限り事前評価。 評価対象は、国民生活や社会経済に与える影響がとくに大きいものや多額の財政支出を伴う分野の政策。	外務省政策評価の評価方式としては、総合評価方式を基本とする。行政機関が行う政策の評価に関する法律施行例(平成13年政令第323号)第3条第4項に掲げる政策を評価対象とする。 1. 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものを実施を目的とする政策。 2. 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものを実施を目的とする政策。	財務省においては、①行政分野すべてについて「実績評価」を実施。②特に重要な政策・施策については「総合評価」を計画的に実施。③個別の事務事業については、実績評価・総合評価又は事業評価から、最も適した評価方式で実施。
計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項	中間段階の事業評価: 当年度又はそれ以前から継続して翌年度に実施しようとする事業 事後の事業評価: 特段の事情がない限り、新規正面整備(総事業費10億円以上のもの)、新規研究開発(技術開発、重要技術研究及び総事業費10億円以上のもの)、その他の新規事業(総事業費10億円以上のもの)の開始から概ね10年を経過し、引き続き概算要求するものを対象。 実績評価: ※評価対象の明記なし。 総合評価: 社会情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの、国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に取り上げて実施することが要請されるもの。社会経済や国民生活に与える影響が大きいもの、従来の政策・施策を見直し、新たな政策展開を図ろうとするもの。	実績評価方式: ※評価対象の明記なし 総合評価方式: 評価対象は、内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた政策、内外の社会経済情勢の変化を踏まえ見直しや改善の必要があると認められる政策、国民からの評価に対するニーズが高い政策、実施後一定の期間(5年)が経過している政策。 事業評価方式: 評価対象は、事業評価方式による事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められる政策。	評価方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式。 事業評価方式: 事前評価の実施対象とする諸施策 実績評価方式: 1. 国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護に関する諸施策 2. 法秩序の維持(刑事・治安の面から)に関する諸施策 3. 出入国の公正な管理に関する諸施策 4. 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理に関する諸施策 総合評価方式: 1. 法制度の整備(社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る立法作業) 2. オウム真理教対策	外務省政策評価の評価方式としては、総合評価方式を基本とする。評価対象は、国際経済、政府開発援助、国際約束の締結・実施など幅広い。国際情勢を踏まえつつ、必要に応じて適宜修正する。	財務省においては、①行政分野すべてについて「実績評価」を実施。②特に重要な政策・施策については「総合評価」を計画的に実施。③個別の事務事業については、実績評価・総合評価又は事業評価から、最も適した評価方式で実施。
学識経験者の知見の活用に関する事項	必要に応じて学識経験者、民間等の第三者等の活用を努める。	学識経験者、実践的知識を有する者等第三者からの意見聴取	意見聴取 研究会等の開催 外部研究機関の活用 審議会等の諮問機関の活用	政策評価の実施に当たり、必要に応じて学識経験者、民間の研究機関等の省外の評価者の活用を図る。 省外の評価者の活用にあたっては、評価の対象とする政策の性質、評価によって得ることを期待する成果等に応じて、採用する方式を変える。	財務省の政策評価の在り方に関する懇談会等の意見。学識経験者、民間等の第三者から意見の聴取等
結果の政策への反映に関する事項	評価担当課等から予算要求及び法令等による制度の新設・改廃を担当する組織に適時に通知する。 政策所管課は政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、評価担当課等に政策評価の結果を政策へ反映させた都度通知する。その際、評価担当課等の政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。	政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業(予算要求、定員・機構要求、法令等による制度の新設・改廃等をいう。)における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映するものとする。	次に掲げている手続を明記 ①政策所管部局における反映の手続 ②政策評価企画室並びに大臣官房秘書課組織係、同人課、同人課、同会計課及び同施設課における反映の手続	各政策所管局課は、政策評価に基づき、その結果を新たな政策の企画立案に反映させる。総合外交政策局総務課及び企画課は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。	1. 評価結果は新たな政策の企画立案作業に反映。 2. 財政当局となっている分野(予算・税・財政投融資)においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を図るよう努力。
インターネット等情報公開に関する事項	評価担当課等は、防衛庁HPへの掲載、広報窓口への備え付け等により情報を公表する。	大臣官房政策評価広報課が、公表する。 総務省HPへの掲載、大臣官房政策評価広報課での配布を行う。	インターネットのHPにおいて公開。 必要に応じて、政策評価企画室において随時行う。	政策評価の結果等は、大臣官房総務課が取りまとめ、外務大臣の決裁を経て公表。外務省のホームページにも掲載。 特定の情報を公開することの適否については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の規定に準じて判断する。	インターネットのHPへの掲載等により公表。
政策評価の実施体制に関する事項	政策評価を実施する政策所管課、統括する政策評価監査課、職員の政策評価に関する研修などを企画・立案する評価担当課等の役割を明記。	大臣官房政策評価広報課、政策の所管部局等、総務省政策評価省内委員会、総務省政策評価調整小委員会の役割を明記。	評価方式(事業評価方式、実績評価方式、総合評価方式)ごとに政策評価の実施体制を明記。 政策所管部局と政策評価企画室の役割を明記。	政策評価は、政策所管局課、総合外交政策局総務課及び企画課、大臣官房総務課及び考査・政策評価官が各々の役割に基づいて実施した上で、省議に付す。 政策評価は、地域局、機能局に分けて異なる方法で実施する。また、経済協力局においては既存の評価の取り組みを更に進める。 評価は前会計年度に実施した政策を対象とすることを原則とする。	政策評価官・政策評価室、各局・庁評価担当組織及び政策所管課等が互いに相互牽制と補完が働くよう留意しつつ、役割分担の下、政策評価を実施。 政策所管課等、各局・庁評価担当組織、政策評価官・政策評価室の役割を明記。
その他実施に関し必要な事項	評価担当課等は、政策評価に関する国民の意見・要望を受け付け、評価手法、評価基準等の高度化を図る。インターネットのHPも窓口として活用する。 政策評価の実施、政策効果の把握の手法等を踏まえて必要に応じて所要の見直しを行う。	国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備 地方公共団体との連携・協力 基本計画については、基本方針の見直し、政策評価の実施状況等を踏まえ、計画期間内において適宜所要の見直しを行う。	外部からの意見・要望をインターネットのHP、投書及び電話等により政策評価企画室において受け付ける。また、寄せられた意見・要望を政策所管部局へ回付する。 他府省との連携・協力を図る。 必要な場合は、基本計画の見直しを行う。	大臣官房総務課及び大臣官房考査・政策評価官は、政策評価の厳格性、客観性を確保するために必要な措置をとる。 政策評価に対する外部からの意見・要望等は大臣官房総務課あるいは外務省ホームページ上で受け付ける。	1. 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口を設け、今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用。 2. 計画期間内であっても、必要に応じて基本計画を適時見直す。

行政機関	文部科学省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
評価法における規定事項					
計画期間	平成14年度～平成16年度（3年間）	平成14年度～平成18年度（5年間）	平成14年度～平成16年度（3年間） ※対象期間内であっても、社会情勢の変化等により基本計画の変更の必要が生じた場合には、柔軟に対応するものとする。	平成15年度～平成19年度（5年間）	平成14年度～平成19年度（5年間）
政策評価の実施に関する方針	・国民に対する行政の説明責任の徹底 ・国民的視点に立った成果重視の政策企画立案を指向する ・国民本位の効率的で質の高い行政の実現を目指す。 ・政策評価制度の不断の改善を図る。	・国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底 ・国民本位の効率的で質の高い行政の実現 ・国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図る。 ・全ての主要な農林水産行政分野について、実績評価を行う。	明記なし。	1. 国民本位で効率的な質の高い行政の実現 2. 成果重視の行政への転換 3. 総合のメリットを活かした省全体の戦略的な政策展開の推進 4. 国民に対する説明責任	政策の不断の見直し・改善を行うことで行政がその使命をより効率的に達成 成果を重視した行政運営、政策の改善を不断を行う 国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底
政策評価の観点に関する事項	必要性、効率性、有効性、公平性、優先性	必要性、効率性又は有効性の観点を中心に、公平性又は優先性の観点から評価を行う。	主として必要性、効率性及び有効性の観点から行う。 優先性、その他の観点(公平性など)	基本的には必要性、効率性、有効性の観点に着目した評価。	政策の特性に応じて、主として必要性、効率性及び有効性の観点から行う。
政策効果の把握に関する事項	可能な限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる。これが困難である場合においては、政策効果を定量的に把握する手法を用いる。	定量的な把握を基本とし、簡易な手法を含め、多様な手法の活用に取り組む。手法が開発されていない場合には、政策効果を定量的に把握する手法を用いる。	法第3条第2項第1号を実現すべく、予算などを使用した直接の結果としての「目標」(アウトプット)の達成度及び施策の目的を具現化した効果(アウトカム)について、可能な限り定量的な把握に努める。定性的な把握にとどまる場合もある。	可能な限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる。これが困難である場合、コストとの関係で合理的なものと言えない場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、政策効果を定量的に把握する手法を用いる。	可能な限り具体的な定量的な評価手法を用いる。定量的評価が困難な場合等は、客観的情報及びデータに基づく定性的評価手法を適用する。
事前評価の実施に関する事項	評価方式は、事業評価方式。 評価対象は、概算要求編成等に先立ち、新たな事業あるいは事業の拡充を企画立案するに当たって、社会的影響の大きいもの又は予算規模の多額なもの。 行政機関が行う政策の評価に関する法律第9条に基づき定められた法令に該当する研究開発課題の事前評価については、国の研究開発評価に関する大綱的指針等に基づき行う。	評価方式は、事業評価方式。 公共事業及び研究開発に係る事前評価について、これまで、政策評価法により評価を義務付けられていない政策についても評価を実施していることから、本基本計画の下でも、引き続き政策評価法による義務付け対象外の政策も含めて評価を行う。	評価方式：明記なし。 評価対象は、「財政資金を使用する施策」、「法令に基づく規制等」。	1. 方式：政策アセスメント(事前評価)[事業評価] 対象：新規施策及び改廃施策 2. 方式：新規事業採択時評価 対象：省所管の公共事業のうち予算化する事業 3. 方式：個別研究開発課題事前評価 対象：研究開発機関等及び独立法人等に対する補助・委託する新規研究開発課題等	評価対象は、1) 研究開発、公共(建設)事業、政府開発援助等政策、2) 全ての施設規制 ※評価方式明記なし
計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項	評価方式は、事業評価方式、実績評価方式、総合評価方式。 評価対象は、事業レベル…事業評価方式 施策レベル…実績評価方式 政策レベル…総合評価方式	評価方式は、実績評価、総合評価、期中及び完了後の事業評価を実施する。ただし、法第7条第2項第2号及び施行令第2条の規定により事後評価を義務付けられた政策については、農林水産省が自主的に行政政策と区分して実施する。なお、社会情勢の変化や外部からの要請により政策評価の実施が必要となったものは、法第7条第2項第3号に区分される評価として、総合評価に準じて、適切に実施する。 評価対象は、評価方式ごとに明記。	評価方式：明記なし。 原則として評価対象は、「財政資金を使用する施策」、「政策の特性上、独自の評価方法による政策」、「法令に基づく規制等」。具体的な対象については、毎年度、実施計画において明らかにする。	1. 方式：政策チェックアップ(業績測定)[実績評価] 対象：主要な行政目的に係る政策 2. 方式：政策レビュー(プログラム評価)[総合評価] 対象：省重要課題、国民ニーズの高いもの、総合的評価が必要と考えられるもの 3. 方式：再評価(未着工及び長期化等事業)及び完了後の事後評価(完了及び一定期間(5年以内)経過事業) 対象：維持・管理、災害復旧等を除く全ての所管公共事業 4. 方式：事後評価及び中間評価(目安は3)年程度 対象：研究開発機関等及び独立法人等に対する補助・委託する新規研究開発課題等で終了したものの	評価対象は、環境省のすべての政策 評価方法は、主として有効性の観点による。 ※評価方式明記なし
学識経験者の知見の活用に関する事項	学識経験者等を構成員とする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、次に掲げる事項に関して助言を得る。 ○基本計画及び実施計画の策定及び改定 ○評価の結果及び評価結果の政策への反映 ○評価手法の調査研究 等	農林水産省政策評価会を開催、各局庁専門部会を開催、第三者等の活用	省外の学識経験者の力を得て評価を実施する。産業構造審議会、中小企業政策審議会、独立行政法人評価委員会の委員をはじめ、各政策分野に造詣の深い有識者の知見を得る。	国土交通省政策評価会 事業評価監視委員会 その他、第三者助言を積極的に求める	適切な活用を図る。 特に、事業評価に当たっては政策評価委員会の助言を得る。
結果の政策への反映に関する事項	大臣官房政策課評価室が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。	政策評価の結果の政策への反映にあたっては、概算要求等、政策決定に関するスケジュールに配慮し、適切なタイミングで行うものとする。	新たな政策の企画・立案プロセスのみならず、継続して行っている政策の翌年度以降の予算編成や、人事評価などに適切に反映させる。	企画立案作業における重要な情報として適切に反映するよう努める。 各局は統括官へ報告するとともに、統括官は評価結果反映状況報告書を公表する。	企画立案作業において重要な情報として活用・反映する。 政策評価広報課、政策所管部局、会計課等の取りまとめ部局等の役割を明記。
インターネット等情報公開に関する事項	インターネットのHPへの掲載のほか、プレスリリース、窓口(文部科学省大臣官房政策課評価室政策評価係)での配布により公表する。	インターネットのHPへの掲載、窓口での配布、広報拠点への搬入置き、報道発表等で公表する。 政策評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見も併せて公表する。	公表は、原則としてインターネットのHPにおいて行う。	インターネット上に公表する。 文書閲覧窓口等において、一般の閲覧に供する。	事前評価は実施部局及び政策評価は政策評価広報課がHPに掲載。また、政策評価広報課に備え付ける。このほか、結果等まとまり次第適時公表する
政策評価の実施体制に関する事項	政策評価会議、政策評価担当組織、政策所管部局の役割を明記。 研究開発等の評価についても明記。 大臣官房政策課評価室が中心となって、政策評価に関する各種情報を職員に広く、時宜に即して提供するとともに、評価に関する研究会を開催するなど、職員の政策評価について理解促進、意識向上に恒常的に努める。	全ての政策評価について、大臣官房企画評価課は、政策評価総括組織としてこれを総括し、各局庁の政策評価担当課は、各局庁の政策評価を総括するものとする。	大臣官房政策課評価広報課が中心的役割を果たす。政策の特性に応じた政策評価の実施が必要な分野に関する事柄は、それぞれ、適切な課が中心となることを明記。政策評価広報課と緊密に連絡・連携して進める。政策評価推進のための措置も明記。	省議、政策評価連絡会(公共事業評価システム検討委員会を別途設置)、統括官の役割を明記。これとともに、省一体的な評価の実施を図る。	幹部会議、政策評価広報課、政策評価委員会を置くとともに省内各局は連携を図る。また、外部意見等の窓口を大臣官房政策課評価広報課とする。
その他実施に関し必要な事項	政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、評価室がその任に当たる。 地方公共団体と必要な情報や意見の交換を行い、適切な連携・協力を図る。 他の枠組みに基づく評価との整合性に配慮する。	大臣官房企画評価課は、各局庁の政策評価担当課、政策分野主管課等と連携して評価手法等の改善を検討。 評価室の作成及び政策評価結果の反映状況の通知。 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備。	1. 外部からの意見・要望は、政策評価広報課が窓口となり、関係する主管課等に連絡する。経済産業局にも窓口を置き、政策評価広報課への連絡あるいはHPの紹介をする。 2. 各政策の主管課等が、これら地方の関係者と連絡をとり、連携または協力を確保する。	1. 施策等の特性を踏まえた選定 2. 評価制度の継続的改善等 3. 地方公共団体等への配慮 4. 政策評価に関する調査研究 5. 情報公開法との整合性確保	政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は、環境省大臣官房政策課評価広報課とする。外部からの意見・要望等については、今後の政策の企画立案等に活用する。 地方公共団体等とできる限り政策評価についての理解と協力を得るよう努める。

I. 厚生労働省 (平成15年度)

基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

注1) 平成14年(H14.9)および平成15年(H15.10)の実績評価書から評価指標の数値を引用。
 ただし、平成13年もしくは平成14年の数値結果が明示されていない場合は、平成12年以前の数値結果を引用。
 注2) あくまでも目安として算出(H14数値からH13数値を減じた数値)。ただし、平成15年の実績評価書において数値結果が明記されている評価指標に限る。
 注3) 実績評価書における省としての総合評価
 注4) ①目標を達成した ②目標をほぼ達成した ③達成に向けて進展があった
 注5) ①分析が的確に行われている ②分析が概ね的確に行われている ③分析があまり的確でない
 注6) ①施策目標の終了・廃止を検討 ②施策目標内の一部の政策を見直し(廃止、縮小、実施方法の改善)を検討したうえで引き続き実施 ③引き続き実施 ④施策目標内の一部の政策の見直し(新規予算要求、拡充予算要求)を検討したうえで引き続き実施
 注7) 実績評価書(平成15年10月)において数値が公表されていない指標(集計中の指標も含む)。

施策目標	実績目標	評価指標	評価の結果			厚生労働省としての評価						
			実績値 (H13) 注1	実績値 (H14) 注1	増減 (H14 - H13) 注2	実績評価書(平成15年10月)における総合評価 注3	評価 結果 分類 注4	分析 分類 注5	政策 への 反映 分類 注6			
1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること	1-Ⅰ 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること	医療計画に基づき医療機関を整備すること	病床不足地域の数(医療圏)	151 (H12 157)	現時点では未調査	-	「効果的に進められている。」	③	②	③		
		へき地保健医療対策を推進すること	無医地区の数(地区)	- (H11 914)	-	-						
	1-Ⅱ 医療機関の機能分化と連携を促進し、医療資源の効率的な活用を図ること	患者の病態に応じた適正な病床区分を推進すること	病床区分ごとの病床数	一般病床(旧その他の病床から療養型病床群を引いた数を含む)(病床)	994,315	944,518	▲ 49,797	「引き続き患者の病態に応じた適正な病床区分を推進する必要がある。」 「医療機関相互の機能分担や地域医療の確保を推進する必要がある。」	③	②	③	
				療養病床(療養型病床群含む)(病床)	295,901	333,302	37,401					
		医療機関相互の連携を促進すること	地域医療支援病院の数(病床)	42	46	4						
	1-Ⅲ 救急・災害医療体制の整備を図ること	救命救急センターの整備、小児救急医療の充実、ドクターヘリの普及を図ること	救命救急センターの数(箇所)	160	167	7	「着実に進められている。」	③	②	③		
			ドクターヘリ事業実施件数(箇所)	5	7	2						
		災害拠点病院の整備、広域災害・救急情報システムの整備を図ること	災害拠点病院の数(箇所)	530	533	3						
	1-Ⅳ 医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること	特定機能病院等への立入検査を徹底すること	立入検査件数(件)	8,645 (H12 8,599)	現時点では確認できない。 注7	-	「施策目標の達成に向けて進展があった」 「引き続き、現行の施策を実施することが必要」	③	②	③		
			立入検査の実施率(%)	93.8 (H12 92.6)	現時点では確認できない。 注7	-						
			立入検査結果(遵守率)	96.4 (H12 96.8)	現時点では確認できない。 注7	-						
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	2-Ⅰ 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	今後の医療需要に見合った医療従事者を養成すること	就業者数(人)	医師	(H10 246,548) (H12 253,469)	未集計 注7	-	「施策目標の達成に向けて進展があった」 「医療従事者の養成の在り方についても検討する必要がある。」 「引き続き養成・確保対策を進展するとともに、将来に向けて、供給過剰との関係から、医療従事者の在り方についても検討を進める」	③	②	④
					歯科医師	(H10 86,847) (H12 89,668)	未集計 注7	-				
					薬剤師	(H10 187,710) (H12 199,983)	未集計 注7	-				
保健師					43,295 (H12 42,027)	未集計 注7	-					
助産師					25,053 (H12 24,985)	未集計 注7	-					
看護師・准看護師					1,119,202 (H12 1,098,307)	未集計 注7	-					
従事者数(人)				理学療法士	21,070 (H12 19,025)	未集計 注7	-					
				作業療法士	10,645 (H12 9,305)	未集計 注7	-					
				視能訓練士	2,202 (H12 2,081)	未集計 注7	-					
				言語聴覚士	2,903 (H12 2,485)	未集計 注7	-					

施策目標	実績目標	評価指標	評価の結果			厚生労働省としての評価					
			実績値 (H13) 注1	実績値 (H14) 注1	増減 (H14 - H13) 注2	実績評価書(平成15年10月)における総合評価 注3	評価 結果 分類 注4	分析 分類 注5	政策 への 反映 分類 注6		
2-II 医療従事者の資質の向上を図ること		新規免許登録者数(人)	義肢装具士	100	88	▲ 12					
		就業者数(人)	歯科衛生士	(H10 61,331) (H12 67,376)	未集計	注7					-
			歯科技工士	(H10 36,569) (H12 37,244)	未集計	注7					-
			従事者数(病院)(人)	診療放射線技師	34,036 (H12 33,247)	未集計					注7
			臨床検査技師	45,256 (H12 44,826)	未集計	注7					-
			衛生検査技師	315 (H12 370)	未集計	注7					-
			臨床工学技師	6,849 (H12 6,372)	未集計	注7					-
		資格取得者数(人)	救急救命士	21,131	21,123	-					
		・医師、歯科医師の臨床研修の履修促進と内容充実を図ること	臨床研修の履修率	医師	87.4% (H12 90.2%)	未把握	注7	-			
				歯科医師	未実施 (H12 57.8)	未実施	注7	-			
・医療従事者に対する研修等を充実すること		看護職員に対する研修会等の実施回数(回)		317	310	▲ 7					
			講習会修了者数(人)	診療放射線技師実習指導者	78	78	0				
				臨床検査技師実習指導者	138	117	▲ 21				
				視能訓練士実習指導者	52	64	12				
歯科技工士実習指導者	16			26	10						
理学療法士・作業療法士養成所の職員等	127	126		▲ 1							
・薬剤師の資質の向上を図ること	薬剤師実務研修修了者数(人)	56	71	15							
3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	3-I 利用者の視点に立った、効率的で質の高い医療サービスを実現するため、情報提供体制を推進すること	・カルテ開示を推進すること	患者に対して診療情報を提供している病院の割合(%)	-	90.5% (H10 75.9%)	-	・「施策目標の達成に向けて進展があった」	③	②	② ④	
		・医療機能評価を推進すること	財団法人日本医療機能評価機構による医療機能評価の認定数(病院)	183	235	52					
		・根拠に基づく医療(EBM)を推進すること	診療ガイドラインが完成している疾患数(疾患)	10 (H12 5)	-	-					
		・医療のIT化を推進すること	病院内情報システム(電子カルテ、オーダーリングシステム)の普及率(%)	(H8 7.0%) (H11 10.5%)	-	-					
	3-II 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること	・医療事故防止に関する医療機関等の自主的な取組を支援すること	医療機関の安全管理体制の確保率(%)	-	平成14年から義務付け	-	・「施策目標の達成に向けて進展があった」	③	②	④	
			医療安全対策ネットワーク整備事業によるヒヤリ・ハット事例収集件数(件)	15,163	30,144	14,981					
			医療安全に関するワークショップの受講者数(人)	-	3,962	-					
	4 広域を対象とした高度先駆的な医療や結核・難病などの専門的医療等(政策医療)を推進すること	4-I 政策医療を着実に実施すること	・政策医療の実施体制の整備を図ること	政策医療の対象疾患に係る入院患者数(人)	52,163	52,054	▲ 109	・「効率的かつ効果的な政策医療の実施が図られている」 ・「政策医療の研究機能については、研究論文数も順調に伸びを示している。」 ・「平成14年度について、施策目標はほぼ達成した」	②	②	②
研究論文数(件)				2,577	3,158	581					
臨床研究センター・臨床研究部の数(か所)				47	52	5					
4-II 経営基盤の安定化を図ること		・経営の改善を行うこと	経営収支率(%) (施策目標4-I、IIIの「政策医療を着実に実施すること」「医療資源の集中・集約を図ること」の状況を踏まえて評価) ※国立高度専門医療センター等を除く	102.8% (100.8%)	未確定	注7	-	・「施策目標はほぼ達成されている」	②	②	②
4-III 医療資源の集中・集約(再編成)を図ること		・行政改革大綱(平成12年12月閣議決定)に基づき、昭和61年再編成計画に掲げる32施設及び平成11年見直し計画に掲げる13施設の国立病院・療養所の再編成を実施すること	再編成実施施設数(施設)	9	15	6	・「施策目標は達成した」	①	①	②	

施策目標	実績目標	評価指標	評価の結果			厚生労働省としての評価					
			実績値 (H13) 注1	実績値 (H14) 注1	増減 (H14 - H13) 注2	実績評価書(平成15年10月)における総合評価 注3	評価 結果 分類 注4	分析 分類 注5	政策 への 反映 分類 注6		
5 感染症など健康を脅かす疾病を 予防・防止するとともに、感染者	・都市部におけるDOTS対策の実施を図ること	新規結核登録患者数	(H11 43,818) (H12 39,384)	-	-						
		新規塗抹陽性患者数	(H11 14,482) (H12 13,220)	-	-						
		小児(14歳以下)の新規結核登録患者数	(H11 280) (H12 220)	-	-						
	・若年層の性感染症対策を図ること	淋菌感染症報告数	20,471 (H12 16,926)	-	-						
		性器クラミジア報告数	40,309 (H12 37,028)	-	-						
		性器ヘルペス報告数	9,158 (H12 8,946)	-	-						
		尖形コンジローム報告数	5,123 (H12 4,553)	-	-						
	5-1 結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること	・法に基づく予防接種の実施を推進すること	報告数(上段) 死亡数(下段)	ジフテリア	0 (H12 1)					-	-
				百日せき	1,800 (H12 3,804)					-	-
				急性灰白髄炎	1 (H12 0)					-	-
				麻疹	0 (H12 1)					-	-
				風しん	0 (H12 0)					-	-
				日本脳炎	35,302 (H12 22,978)					-	-
				破傷風	21 (H12 18)					-	-
				インフルエンザ	2,590 (H12 3,123)					-	-
					1 (H12 0)					-	-
					5 (H12 7)					-	-
					0 (H12 1)					-	-
					75 (H12 91)					-	-
	5-II 治療方法が確立していない特殊の疾病等 の予防・治療等を充実すること	・医療の受診機会を増加させること	難病医療拠点病院・協力病院数	1,122	1,256					134	・「施策目標は着実に達成されている」 ・「引き続き難病に対する調査研究の充実と難病患者等に対する療養生活の支援を図る必要がある。」
・難病研究を充実し、国民に情報を提供すること		難病情報センターのアクセス件数(千件)	4,490	6,074	1,584						
		特定疾患対策研究事業の研究論文数	5,560	5,372	▲ 188						

施策目標	実績目標	評価指標	評価の結果			厚生労働省としての評価				
			実績値 (H13) 注1	実績値 (H14) 注1	増減 (H14 - H13) 注2	実績評価書(平成15年10月)における総合評価 注3	評価 結果 分類 注4	分析 分類 注5	政策 への 反映 分類 注6	
5-III ハンセン病対策の充実を図ること	・補償金支給事務の迅速な実施を図ること	支給件数(単位:件)	3,278	142	▲ 3,136	「今後ともハンセン病問題の早期かつ全面的な解決に向け、必要な措置を講じていく。」 「補償金支給事務については、標準処理期間内で速やかに保証金の支給を行うなど、適正に実施できている。」 「ハンセン病資料館及び全中学生向けパンフレットについても、適正に事業が実施された。」	②	②	④	
		平均処理日数(単位:日)	60	60	0					
	普及啓発パンフレットの配布件数(単位:部)	-	4,236,218	-						
	ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図ること	ハンセン病資料館の入館者数(単位:人)位:日)	16,378	14,415	▲ 1,963					
5-IV エイズの発生・まん延の防止を図ること	・HIV感染者・患者報告数を減少させる(少なくとも前年報告数以下にすること)	エイズ発生動向調査における報告数	HIV感染者報告数	621	614	▲ 7	「目標達成に向けて進展があった」 「引き続き効果的な施策を講じる必要がある。」	③	②	② ④
			エイズ患者報告数	332	308	▲ 24				
	・エイズに対する医療、相談体制の整備を図ること	保健所におけるエイズ相談受付件数	141,269	108,911	▲ 32,358					
		保健所におけるHIV抗体検査件数	69,925	61,652	▲ 8,273					
	エイズ予防財団の実施する電話相談件数	10,878	10,816	▲ 62						
5-V 適正な臓器移植の推進等を図ること	・臓器移植法に基づく適正な臓器移植の普及を図ること	臓器提供意思表示カード・シールの配布枚数	カード(単位:千枚)	6,864	6,583	▲ 281	「一定の効果はあった」 「引き続き現行の施策を実施するとともに、運用上の課題に適宜対応することなどにより、国民の移植医療に対する信頼を確保しながら、その普及に努める。」	③	②	④
			保険証用シール(単位:枚)	1,736,355	478,300	▲ 1,258,055				
			運転免許証用シール(単位:枚)	359,736	1,151,150	791,414				
			心臓移植実施件数(単位:件)	3	4	1				
			肺移植実施件数(単位:件)	4	3	▲ 1				
			肝臓移植実施件数(単位:件)	5	5	0				
			腎臓移植実施件数(単位:件)	161	118	▲ 43				
			脾臓移植実施件数(単位:件)	4	2	▲ 2				
			小腸移植実施件数(単位:件)	0	0	0				
	角膜移植実施件数(単位:件)	1,494	1,523	29						
	・造血細胞移植の普及を図ること	骨髄提供希望登録者数(人)	152,339	168,413	16,074					
		骨髄提供希望登録者数うち新規登録者数(人)	24,212	22,753	▲ 1,459					
		骨髄移植実施件数(件)	749	739	▲ 10					
		保存さい帯血公開個数(個)	8,384	13,431	5,047					
さい帯血移植実施件数(件)		221	295	74						
5-VI 原子爆弾被爆者等を援護すること	・迅速に原爆症の認定を図ること	認定処理件数(件)	173	199	26	「一定の効果はあった」 「今後も引き続き現行の施策を推進し、原子爆弾被爆者の援護に努めていくことが必要」	③	②	④	
		認定処理期間(日)	189	129	▲ 60					
	・被爆者の健康の保持・増進を図ること	被爆者健康診断受診率(%)	85.3	84.4	▲ 1					
6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療用具を国民が適切に	・新医薬品・医療用具の優先審査を進めること	優先審査承認品目の割合(%)	59	51	▲ 8	「施策目標に向けて進展があった。」	③	②	④	
		申請件数	3,580	2,062	▲ 1,518					
	・標準事務処理期間内に処理すること	処理件数	3,533	2,077	▲ 1,456					
	医薬品の承認件数のうち標準事務処理期間内に処理した件数の割合(%)	—	95.1	-						

施策目標	実績目標	評価指標	評価の結果			厚生労働省としての評価									
			実績値 (H13) 注1	実績値 (H14) 注1	増減 (H14 - H13) 注2	実績評価書(平成15年10月)における総合評価 注3	評価 結果 分類 注4	分析 分類 注5	政策 への 反映 分類 注6						
6-Ⅱ 医薬品・医療用具の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の情報提供に努めること	標準事務処理期間	標準事務処理期間		12か月	12か月	-	「医薬品・医療用具の品質確保の推進に寄与している」 「インターネットを介し、迅速かつ効率的に医療関係者等に 情報提供を実施することができた。」	③	②	③					
		JIS認定工場数/医療用具製造業者数(平成12年末 212/2709)		215	213	-									
	・製造所、薬局等への立入検査を徹底すること	立入検査件数		2591	2601	-									
		指導等件数		202,832 (H12 203,630)	集計中 注7	-									
		自主回収の件数(件)		8,519 (H12 8,285)	集計中 注7	-									
		医薬品情報提供ホームページへのアクセス件数(千件)		426	774	348									
	・不良品の回収を徹底すること	自主回収の件数(件)		15,360	20,902	5,542									
		医薬品の使用上の注意の改訂件数(件)		305	194	▲ 111									
	6-Ⅲ 医薬分業を推進すること	・地域単位での医薬分業を推進すること	地域ごとの分業計画整備率		-	調査計画中 注7					-	「全国的にみても地域的に見ても医薬分業が着実に推進され ていると評価できる。」	②	②	②
			地域別分業率		44.5	48.8					4				
	6-Ⅳ 医薬品副作用被害救済制度の適正な管理を行うこと	・適切な徴収、給付を推進すること	拠出金額(百万円)		965	1,105					140	「拠出金については、ほぼ未収金がない状態にある。」 「請求件数の増加はリーフレットによる周知が原因である。」 「引き続き、制度の安定的な維持に万全を期す。」	②	②	②
			給付金額(百万円)		1,022	1,056					34				
			請求件数		483	627					144				
			給付件数		352	352					0				
7 血液製剤の国内自給を推進するとともに、安全性の向上を図る	7-1 血液製剤の国内自給の推進を図ること	原料血漿確保量(万L)		104.3	109.8	6	「毎年、献血血液による血液製剤の国内自給率は向上して いる。」 「多くの血漿分画製剤について未だ相当量を輸入に依存し ている。」 「今後も、血液製剤の中長期的な需給見通しに基づき、国 内原料血漿の計画的な確保を図る。」 「一層の適正使用を進めること等により、国内自給を推進 する。」	②	②	④					
		原料血漿確保目標量(万L)		101.0	108.0	7									
		献血者数(万人)		577.4	578.4	1									
		献血量(万L)		208.8	213.3	5									
	・輸血用血液製剤の国内自給を維持し、血漿分画製剤の国内自給を推進すること	国内自給率(%)	輸血用血液製剤		100.0	100.0					0				
			アルブミン製剤		33.8	36.4					3				
			免疫グロブリン製剤		80.6	83.3					3				
			血液凝固第Ⅷ因子製剤(血液由来)		100.0	100.0					0				
	・献血受入体制を整備すること	献血ルーム数		125	124	▲ 1									
		成分採血装置数		2,481	2,601	120									
	7-Ⅱ 血液製剤の使用適正化を推進すること	・需給動向調査を実施すること	血液製剤使用量		(H10 11,918)	-					-	「使用目標の達成に向けて進展があった」	③	③	②
			全血製剤(単位)		(H10 399,587)	-					-				
			赤血球製剤(単位)		(H10 583,042)	-					-				
			血小板製剤(単位)		(H10 361,551)	-					-				
アルブミン製剤(L)			140,050 (H10 153,037)	-	-										
グロブリン製剤(L)			72,225 (H10 78,419)	-	-										
・使用指針等を策定すること	使用指針等策定の進捗状況		0	0	0										

施策目標	実績目標	評価指標	評価の結果			厚生労働省としての評価					
			実績値 (H13) 注1	実績値 (H14) 注1	増減 (H14 - H13) 注2	実績評価書(平成15年10月)における総合評価 注3	評価 結果 分類 注4	分析 分類 注5	政策 への 反映 分類 注6		
7-III 血液製剤の安全性の向上を図ること	各種抗体検査等を実施すること	検査項目数	4項目	4項目	-	「施策目標の達成に向けて進展があった」	③	③	④		
		検査実施率	100%	100%	0						
	複数回献血を推進すること	平均献血回数	-	-	-						
8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めること	8-1 希少疾病ワクチン・抗毒素及びインフルエンザワクチンの安定供給を図ること	・国家買上げ及び備蓄を実施すること	供給要請数と売払数(合計)	供給要請本数	539	104	▲ 435	「施策目標については達成されている」	①	①	③
				売払本数	539	104	▲ 435				
	・需給調査及び需要予測を行うこと	需要量と供給量(万本)	需要量	871	1,040	169					
			供給量	1,060	1,300	240					
	・新型インフルエンザワクチン株(当面30株)の開発を行うこと	新型インフルエンザワクチン株(当面30株)の開発株数	2	2	0						
9 新医薬品・医療用具の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	9-1 医薬品・医療用具の製造業や販売業等の振興を図ること	市場規模(単位:億円)	医薬品	71,373 (H12 66,850)	集計中 注7	-	「施策目標に向けて進展しているといえる。」 「施策目標が十分に達成されていない点もあることから、さらに現行施策を推進する必要がある。」	③	②	④	
			医療用具	19,558 (H12 19,442)	集計中 注7	-					
		製造業者数(単位数:社)	医薬品	1,391 (H12 1,396)	集計中 注7	-					
			医療用具	1,631 (H12 1,580)	集計中 注7	-					
		販売業者数(卸売業者)(単位:社)	医薬品	278	231	▲ 47					
			医療用具	1,385	1,279	▲ 106					
	新医薬品・医療用具の承認取得件数	医薬品	23	24	1						
		医療用具	6	10	4						
	9-II 医薬品・医療用具の流通改善を図ること	・取引慣行の改善による公正な競争を実現すること	不正な競争の事案数(単位:件)	3	2	▲ 1	「施策目標の達成に向けて進展があった」 「さらに現行施策を推進する必要がある。」	③	②	②	
		・流通の効率化、合理化を促進すること	平均の流通コスト(医薬品)(単位:%)	8.2 (H12 8.6)	調査中 注7	-					
	9-III バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療用具等の研究開発を推進すること	画期的な医薬品、医療用具等の開発の促進による治療率の向上、患者のQOLの向上を図ること	新医薬品・医療用具の承認取得数(件)	新医薬品	23	24	1	「施策目標の達成に向けて進展があった」	③	②	④
				新医療用具	6	10	4				
	9-IV 患者数が少なく、研究開発が進みにくい希少疾病用新薬や成人に比較して適用薬剤が少ない小児・未熟児に適した剤型等の研究開発を推進すること	・希少疾病用医薬品を開発すること ・小児・未熟児用医薬品の承認取得を促進するとともに、新型剤型を開発すること	希少疾病用医薬品・医療用具の承認取得数(件)	1	5	4	「施策目標の達成に向けて進展があった」	③	②	③	
新医薬品承認数(件)			23	24	1						
10 患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進すること	10-1 患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること	市場規模(施設数)	- (H11 19,712)	-	-	「施策目標の達成に向けて進展があった」 「引き続き施策を推進する必要がある。」	③	②	③		
		業者数(社)	5,592	5,695	103						
11 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度		赤字保険者数	健保組合	1,339 (H12 1,137)	確定していない。 注7	-					
			市町村国保	2,012 (H12 1,722)	確定していない。 注7	-					
		財政窮迫健保組合の指定件数	40	24	▲ 16						
		国保安定化計画の指定市町村数	129	109	▲ 20						

施策目標	実績目標	評価指標	評価の結果			厚生労働省としての評価				
			実績値 (H13) 注1	実績値 (H14) 注1	増減 (H14 - H13) 注2	実績評価書(平成15年10月)における総合評価 注3	評価 結果 分類 注4	分析 分類 注5	政策 への 反映 分類 注6	
11-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	医療保険財政の安定を図ること	制度別収支状況	健保組合(百万円) 上段は経常ベース、中段は総収支ベースの値で、下段は準備金等からの繰り入れ、繰越金を除いたネットの総収支差引額。	▲301,259 (H12 116,300)	確定していない。 注7	-	「平成14年度としては目標をほぼ達成した」	②	②	② ④
				247,200 (H12 ▲272,600)	確定していない。 注7	-				
				▲126,800	確定していない。 注7	-				
				▲423,100 (H12 156,900)	確定していない。 注7	-				
				▲117,500 (▲133,800)	確定していない。 注7	-				
				▲414,700 (H12 328,400)	確定していない。 注7	-				
			国民医療費のNI比(%)	8.5 (H12 8.0)	確定していない。 注7	-				
		一人当たり保険料額(円)	健保組合	368,730 (H12 363,928)	確定していない。 注7	-				
			政府管掌健康保険	319,704 (H12 311,835)	確定していない。 注7	-				
			市町村国保	79,512 (H12 79,123)	確定していない。 注7	-				
	一人当たり給付費額	健保組合	100,393 (H12 98,138)	確定していない。 注7	-					
		政府管掌健康保険	110,948 (H12 109,170)	確定していない。 注7	-					
		市町村国保	173,683 (H12 171,802)	確定していない。 注7	-					
	保険者の適用・徴収・給付事務を適正かつ効率的なものとする	保険料の徴収額(健保組合)(百万円)		5,597,519 (H12 5,592,900)	確定していない。 注7	-				
		保険料の収納額(政管健保)(百万円)		6,221,754 (H12 6,117,943)	確定していない。 注7	-				
		保険料(税)の収納額(市町村国保・国保組合)(百万円)		3,309,291 (H12 3,234,463)	確定していない。 注7	-				
		保険料の徴収率(健保組合)(%)		99.9 (H12 99.9)	確定していない。 注7	-				
		保険料の収納率(政管健保)		96.9 (H12 97.1)	確定していない。 注7	-				
		保険料(税)の収納率(市町村国保・国保組合)		92.02 (H12 92.49)	確定していない。 注7	-				
		滞納処分件数(市町村国保・国保組合)		44,167 (H12 45,511)	確定していない。 注7	-				
	保険者、被保険者及び被扶養者の資格、標準報酬等を適正に把握すること	資格関係事由によるレセプト返戻率(基金)(件数率、%)		0.732	0.725	▲0				
	レセプト点検や医療費通知等を通じて、医療費の給付を適正に行うこと	医療費通知実施保険者数	健保組合	1,646	1,529	▲117				
			市町村国保・国保組合	3,372 (H12 3,381)		-				
		レセプト点検実施保険者数	健保組合	1,695 (H11 1,709)	確定していない。 注7	-				
			市町村国保	3,235 (H12 3,242)	確定していない。 注7	-				
	第三者求償件数等(市町村国保・国保組合)		60,314 (H12 75,868)	確定していない。 注7	-					
	審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること	電算処理されたレセプトの割合(%)	支払基金審査分、医科	0.71	1.78	1				
			国保連審査分、医科	0.76	1.85	1				
		社会保険診療報酬支払基金分	査定率(原審査、点数率、%)	0.248	0.239	▲0				
			査定後認容率(基金責任分、点数率、%)	0.097	0.080	▲0				
国民健康保険団体連合会		査定率(原審査、点数率、%)	0.192 (H12 0.194)	確定していない。 注7	-					
保険医療機関等に対する適切な指導を行うこと	指導件数		33,088 (H12 32,368)	集計中 注7	-					

施策目標	実績目標	評価指標	評価の結果			厚生労働省としての評価					
			実績値 (H13) 注1	実績値 (H14) 注1	増減 (H14 - H13) 注2	実績評価書(平成15年10月)における総合評価 注3	評価 結果 分類 注4	分析 分類 注5	政策 への 反映 分類 注6		
12 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	12-I 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	保健所(単位:箇所)		592	582	▲ 10	「施策目標についてはほぼ達成した」	②	②	③	
		市町村保健センター設置数(単位:箇所)		1,666	1,744	78					
		保健師未設置又は1人設置の市町村数(単位:数)		123 (H12 139)	調査中	-					注7
		保健師中央研修受講者人数		161	166	5					
		保健所専門職人数		59,959 (H12 58,851)	調査中	-					注7
		健康危機管理保健所長研修受講者数(単位:人)		176	313	137					
		保健所長充足率		94.8%	95%	0					
		地域における健康危機管理体制の確保を図ること		健康危機管理のための手引書(単位:箇所)		56					76
	12-II 国民の心身の健康の維持増進を図ること	「健康日本21」に掲げた目標(9分野70項目)		-	-	-					
		健康づくり支援者養成数		407,296	-	-					
		地方計画策定実績数		359 (H12 165)	-	-					
	12-III 医療保険者が行う健康管理事業を推進すること	医療保険者が保健福祉事業の一環として行う健康管理事業を効果的に推進すること	健康管理事業実施状況/健診実施件数(千件)	政府管掌健康保険	3,196	3,231	35	「健康管理事業は適切に展開されており、目標をほぼ達成した。」 「国民健康保険については、効果的かつ効率的な健康管理事業を推進する手段を模索していく。」	②	②	③
				市町村国・国保組合	3,528 (H12 3,365)	-	-				
			健康管理事業実施状況/事後指導実施件数(千件)	政府管掌健康保険	432	448	16				
				健保組合	170,292 (H12 173,516)	確定していない。 注7					
			健康管理事業実施状況/健康管理事業に要する費用	政府管掌健康保険	55,873	46,746	▲ 9,127				
				市町村国保	44,517 (H12 41,618)	確定していない。 注7					
	12-IV 労働者の健康の確保を図ること(基本目標3 施策目標2を参照)				-	-	-				
	12-V 親子ともに健康な生活を確保すること(基本 目標6施策目標7を参照)				-	-	-				
12-VI 高齢者の健康づくりを推進すること(基本目 標9施策目標3を参照)				-	-	-					
13 健康危機管理を推進すること	13-1 健康危機が発生した際に迅速に対応すること	危機管理調整会議(幹事会)の開催回数		月2+随時	月2+随時	-	「目標達成に向けて進展があった」 「新興感染症やバイオテロへの対処するための関係各国や国際機関と密接に連携した情報収集体制の一層の強化が今後の課題」	③	③	④	
		省内及び都道府県等を対象とする講習会の開催		13. 1. 21 開催	14. 1. 20 開催	-					
		マニュアル、設備を整備すること		策定	実施	-					

II. 国土交通省（平成15年度）

注1) 評価書における「政策目標」を、都合上、「施策目標」と言い換えた。
 注2) 評価書における「業績指標」を、都合上、「評価指標」と言い換えた。
 注3) 基本計画において、目標とした数値。なお、()内は、達成目標年次。
 注4) 平成14年度の政策チェックアップ結果(平成15年7月15日 省議決定)から実績値を引用。ただし、平成13年もしくは平成14年の数値結果が明示されていない場合は、平成12年以前の数値結果を引用。
 注5) あくまでも目安として算出(H14数値からH13数値を減じた数値)。ただし、平成15年の実績評価書において数値結果が明記されている評価指標に限る。
 注6) 目標値に対する平成14年度実績値の割合
 注7) 目標の達成状況に関する省としての評価

施策目標 注1)	評価指標 注2)	目標値(目標年次) 注3)	評価の結果				国土交通省としての評価 注7)		
			実績値(H13) 注4)	実績値(H14) 注4)	増減 (H14 - H13) 注5)	達成率 注6)			
1 居住水準の向上	(1) 良質な住宅取得と賃貸住宅の供給を促進する	1. 誘導居住水準達成率	50% (H15)	(H5 40.5%) (H10 46.5%)	-	-	-	・「優良な持家の取得を促進した。」 ・「優良な賃貸住宅の供給を促進した。」	
		2. 住宅に対する評価(満足度)	53% (H15)	(H5 49.3%) (H10 51.4%)	-	-	-		
2 バリアフリー社会の実現	(1) 住宅をバリアフリー化する	バリアフリー住宅ストックの割合		7% (H15)	- (H10 3%)	-	-	-	・「施策を着実に推進した。」
		(2) 不特定多数の者が利用する建築物をバリアフリー化する	ハートビル法の基礎的基準・誘導的基準を満たす特定建築物(新・増改築工事に係る部分の床面積が2,000㎡以上のもの)の割合	基礎的基準	100% (H17)	約7割 (H12 約7割)	集計中	-	-
	誘導的基準		20% (H17)	約1割 (H12 約1割)	集計中	-	-		
	(3) 移動空間をバリアフリー化する	バリアフリー歩行空間ネットワーク整備地区割合		2割 (H14)	- (H12 1割)	-	-	-	・「整備が進捗するものと考えられる。」
		1日あたりの平均の利用者数が5千人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港ターミナルのうち、それぞれ段差の解消がなされているものの割合	鉄軌道駅	60% (H17)	32.9% (H12 29%)	集計中	-	-	・「進捗している。」
			バスターミナル	80% (H17)	68.2% (H12 60%)	集計中	-	-	
			旅客船ターミナル	70% (H17)	37.5% (33.3%)	集計中	-	-	・「進捗してきている。」
			空港ターミナル	70% (H17)	9.5% (5%)	集計中	-	-	
		低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数	低床バス	30% (H17)	10.1% (H12 5.6%)	集計中	-	-	・「バリアフリーに対する投資については堅実に推移している。」
			ノンステップバス	10% (H17)	4.5% (H12 2.6%)	集計中	-	-	
			福祉タクシー	2,600台 (H17)	2,339台 (2,050台)	集計中	-	-	
	バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合	鉄軌道車両	20% (H17)	14.8% (H12 10%)	集計中	-	-	・「鉄軌道車両及び航空機については、目標に向けて実績値を着実に伸ばしている。」 ・「旅客機については、平成14年度よりバリアフリー化基準が適用されたため、平成13年度末では実績値が低い水準にとどまっている。」	
旅客船		25% (H17)	0.2% (H12 0%)	集計中	-	-			
航空機		35% (H17)	12.5% (H12 0.7%)	集計中	-	-			
3 子育てしやすい社会の実現	(1) 良質なファミリー向け住宅の供給を促進する	3人以上世帯の誘導居住水準達成率	40% (H15)	(H5 31.4%) (H10 35.6%)	-	-	-	・「業績指標は、5年に一度の調査により把握しており、指標の動向については不明である。」	
	(2) 水辺における児童の自然体験を支援する	自然体験活動拠点数	300箇所 (H18)	263箇所	304箇所	41	101.3%	・「水辺における環境学習・自然体験活動の推進が見受けられる。」	
	(3) 都市住民が身近に使える公園を確保する	歩いていける範囲の都市公園の整備率	65%	62% (61%)	集計中	-	-	・「目標の達成は難しい見込みである。」	
4 余暇の充実	(1) 国民の観光を促進する	国民1人あたりの平均宿泊旅行回数	2回 (H18)	1.42回	1.41回	▲0.01	70.5%	・「実績値は目標設定時(平成12年)から減少している。」	
	(2) 国営公園の利用を促進する	国営公園の利用頻度	5.1人に1人 (H14)	5.0人に1人	4.9人に1人	▲0.1	-	・「目標を達成している。」	
	(3) ダム周辺施設等の利用を促進する	地域に開かれたダム、ダム湖利用者数	621万人 (H18)	(H9 482万人) (H12 499万人)	-	-	-	・「ダムの年間利用者の調査は、平成15年に実施する。」	
5 住環境、都市生活の質の向上	(1) 職住近接の住宅市街地を形成する	都心部における住宅供給個数	100万戸 (H17)	57.8万戸 (単年度 10.1万戸)	68.9万戸 (単年度 11.1万戸)	11.1万戸	68.6%	・「堅調に推移している。」	
	(2) 密集住宅市街地を改善する	緊急に改善すべき密集市街地の解消面積	1,500ha (H17)	337ha (H12 0ha)	集計中	-	-	・「概ね順調に実績を上げているところ。」	
	(3) ゆとりある住環境に必要な都市公園等を確保する	一人当たり都市公園等面積	9.5㎡/人 (H14)	8.4㎡/人 (H12 8.1㎡/人)	集計中	-	-	・「目標の達成については厳しい状況となっている。」	
	(4) 下水道等の汚水処理施設を普及させる	下水道普及率	66% (H14)	64%	(速報値 65%)	1%	-	・「ほぼ目標を達成できた状況」	
	(5) 良好な都市形成に必要な道路空間を確保する	都市内の都市計画道路の整備率	60% (H14)	58.5%	(速報値 59.9%)	1.4%	-	・「目標はほぼ達成した。」	
	(6) 都市部における良好な水辺空間を形成する	都市空間形成河川整備率	40% (H18)	- (H12 32%)	34%	-	-	・「概ね目標の達成に向けて順調」	
	(7) 良好な宅地供給を促進する	良好な環境を備えた宅地整備率	46% (H17)	38.6% (H12 35.3%)	集計中	-	-	・「目標値の達成に向けて推移している」	
	(8) 電線類を地中化する	電線類地中化延長	6,400km (H15)	- (H12 4,600km)	集計中	-	-	・「計画の達成に向けて引き続き積極的に推進していく必要」	

注1) 評価結果一覧における「大目標」と「中目標」を、都合上、「施策目標」と言い換えた。
 注2) 評価結果一覧における「指標」を、都合上、「評価指標」と言い換えた。
 注3) 基本計画において、目標とした数値。なお、()内は、その対象となる年度。
 注4) 実績値は「実績評価結果一覧(H15.7.18)」から引用。
 注5) あくまでも目安として算出(H14数値からH13数値を減じた数値)。ただし、平成15年の実績評価書において数値結果が明記されている評価指標に限る。
 注6) 目標値に対する平成14年度実績値の割合
 注7) 目標の達成状況に関する省としての評価
 注8) あくまでも目安として算出。(平成14年の実績値を目標値で除した数値。)
 注9) 達成度90%以上をA、50%以上90%未満をB、50%未満をCとした。(達成度が150%を超えるものについては、政策評価会の議論で評価の取り扱いを精査すべきとの指摘を踏まえ、原則としてランク付けを行っていない。)

施策目標 注1)	政策分野	評価指標 注2)	目標値(目標年次) 注3)	評価の結果				農林水産省としての評価 注7)			
				実績値(H13) 注4)	実績値(H14) 注4)	増減 (H14 - H13) 注5)	達成率 注6)	実績評価書における評価	ランク 注9)		
I 消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる体制を確立する	1 食品安全行政の一体的推進や産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施により、食の安全を確保する	(1) 食品安全性確保対策	① 重大な食品安全問題を発生させないこと/発生した場合には、リスクコミュニケーションの強化等適切な対応が図られること	指標に同じ(各年)(H14)	目標値追加	食料消費に悪影響を及ぼすような重大な食品安全問題は発生しなかった	-	-	・「現在の判断基準のみの評価では不十分。」	-	
			② 食品製造業におけるHACCP等導入率	従業員5人以上の食品製造業のHACCP等導入率 従業員20人以上の水産食品製造業のHACCP導入率	8.5%(H15) 18.3%(H18)	5.5% 目標値変更	7.4% 9.3%	1.9% -		87.1% -	A A
			③ 従業員50人以上の食品製造業の危機管理マニュアルの整備率	1日当たり生乳処理量2トン以上の飲用牛乳工場数に占めるHACCP承認工場数の割合	100%(H15) 70%以上(H22)	目標値追加 60%	63.5% 62%	- 2%		63.5% 88.6%	-
			④ 我が国に存在しない家畜伝染病又は新疾病の発生がないこと/発生した場合には、侵入防止対策の見直し・強化、まん延防止対策等が講じられること【対象疾病】口蹄疫ほか12疾病	指標に同じ(各年)(H14)	目標値変更	0件	-	-		-	A
		(2) 家畜衛生対策	② BSEのサーベイランスが実施されること/ブルセラ等の発生頭数が2年連続して前年を上回らないこと【対象疾病】BSE、日本脳炎、炭疽、ブルセラ病、結核病(例)BSE 13年を上回る	指標に同じ(各年)(H14)	目標値追加	(例)BSEサーベイランス頭数4,095頭	-	-		-	A
			③ 牛における上記②以外の家畜伝染病の発生率が過去5年間の発生率の平均値を下回ること	指標に同じ(各年)(H14)	0.0155%	0.01015%	0.00400%	-		-	A
			④ 豚における上記②以外の家畜伝染病の発生率が過去5年間の発生率の平均値を下回ること	指標に同じ(各年)(H14)	0.00000%	0.00000%	0.00000%	-		-	A
			(3) 飼料の安全性確保対策	① 各年の飼料の安全性に関する基準・規格等に照らし適切と認められない事例の改善率	100%(各年)(H14)	91%	100%	9%		100.0%	-
		② 牛海綿状脳炎(BSE)の清浄化のため、全ての動物性飼料工場に検査を実施し、かつ、検査対象工場のうち、BSEに関する基準・規格等に照らし、適切とは認められない事例が全て改善されること		指標に同じ(各年)(H14)	目標値追加	検査実施率 100% 改善率 100%	-	-		-	A
		(4) 農業生産資材品質・安全確保対策	① 肥料取締法に基づく検査による改善率	100%(各年)(H17)	91.7%	92.9%	1.2%	92.9%		-	A
	② 農業による被害・事故件数の改善(農業による被害・事故件数について、過去10年間において、被害・事故件数が少ない上位3年の平均値を超えないこと。)		指標に同じ(H17)	53件	49件	▲4件	-	-	-		
	③ 47都道府県の全農業販売業者に対する実態調査の実施		全販売業者(68,629業者)(H14)	目標値追加	65,434 (暫定値 H15.5末)	-	-	-	-		
	2 表示の適正化やトレーサビリティの導入・普及、食育の推進などにより、食に対する消費者の安心・信頼を確保する	(1) 食品等の表示・規格制度	① 表示の実態調査における再調査時の適正な表示の割合	100%(各年)(H14)	目標値追加	71%	-	-	-	B	
			② 巡回点検時における適正な精米表示の割合	100%(各年)(H14)	目標値追加	89%	-	-	-	B	
		(2) トレーサビリティの導入・普及対策	① 生産履歴情報の記録・保管・提供ができる生産者団体の割合	36.1%(H17)	目標値追加	33.3%	-	-	-	-	
			② 原材料を含む製造・流通履歴情報の記録・保管・提供ができる食品製造業の割合	29.7%(H17)	目標値追加	13.3%	-	-	-	-	
		(3) 食生活のあり方を見つめ直す幅広い活動の展開	① 脂質の熱量割合(供給熱量ベース)	28%(H16)	28.7%(H12)	28.8%(H13)	-	-	-	C	
			② 国民1人当たり供給熱量と摂取熱量の差	5%縮減(655kcal)(H16)	755kcal(H12)	720kcal(H13)	-	-	-	C	
		(4) 植物防疫対策	① 新規緊急防除の実施件数	0件(H14)	0件	0件	0件	-	-	A	
			II 消費者に対し、新鮮で良質な食料及び林産物を合理的な価格で安定的に供給する	(1) 麦の安定生産対策	① 製めん評点	3%向上(73.7点)(H16)	71.1点	-	-	-	-
② 麦生産量	90万t(H16)	91万t			105万t	14万t	-	-	-		
(2) 大豆の安定生産対策	① 交付金対象大豆における契約栽培数量	2.6万t(H16)		1.0万t	2.1万t(見込み)	1.1万t	80.8%	-	A		
	② 大豆生産量	20.3万t(H16)		27.1万t	27.0万t	▲0.1万t	-	-	-		
(3) 果実対策	① 果実生産量	416万t(H16)		396万t	400万t	4万t	96.2%	-	C		
	(4) 野菜の安定生産対策	① 野菜作付面積		508千ha	475千ha	496千ha	21千ha	97.6%	-	C	
② 生産量		1,387万t(H16)		1,356万t	1,341万t	▲15万t	96.7%	-	C		
③ 品目別の市場入荷量の変動係数		現状の1標準偏差以内		7品目/14品目(例 キヤベツ 0.09)	3品目/14品目(例 キヤベツ -0.37)	▲4品目	-	-	C		

施策目標 注1)	政策分野	評価指標 注2)	目標値(目標年次) 注3)	評価の結果				農林水産省としての評価 注7)	
				実績値(H13) 注4)	実績値(H14) 注4)	増減 (H14 - H13) 注5)	達成率 注6)	実績評価書における評価	ランク 注9)
3 我が国の産地の特色を活かした新鮮で良質な食料及び林産物を産地規模で安定的に供給できる体制を確立する	(5) 甘味資源作物の安定生産対策	①てん菜生産量	372万t (H16)	380万t	410万t	30万t	110.2%	・「生産量に着目した施策の転換を図る必要。」	A
		②さとうきび生産量	154万t (H16)	150万t	133万t	▲17万t	86.4%		C
	(6) 畑作物・地域特産物の安定生産対策	①かんしょ作付面積	4.8万ha (H16)	4.2万ha	4.1万ha	▲0.1万ha	85.4%		C
		②ばれいしょ作付面積	10.3万ha (H16)	9.3万ha	9.3万ha	0	90.3%		C
		③茶作付面積	5.1万ha (H16)	5.0万ha	5.0万ha	0	98.0%		C
	(7) 花き対策	①花き生産指数	118 (H16)	101	101	0	85.6%		C
	(8) 牛乳乳製品の安定生産対策	①生乳生産量	933万t (H16)	831万t	840万t	9万t	90.0%		C
		②経産牛1頭当乳量	7,960kg (H16)	7,388kg	7,561kg	173kg	95.0%		C
		③乳蛋白質率	3.3% (H16)	3.20%	3.23%	0.03%	97.9%		B
	(9) 食肉鶏肉の安定生産対策	①肉類生産数量	314万t (H16)	290万t	299万t	9万t	95.2%		C
		②牛枝肉生産数量	58万t (H16)	47万t	53万t	6万t	91.4%		C
		③豚枝肉生産数量	132万t (H16)	123万t	125万t	2万t	94.7%		C
		④鶏肉生産数量	124万t (H16)	120万t	121万t	1万t	97.6%		C
		⑤鶏卵生産数量	252万t (H16)	253万t	252万t	▲1万t	100.0%		A
		⑥指定食肉(牛肉)の生産量の変動率	6%以下	△9.6%	12.8%	22.4%	-		C
		⑦指定食肉(豚肉)の生産量の変動率	5%	△2.6%	1.4%	4.0%	28.0%		A
	(10) 飼料の安定生産対策	①飼料作物作付面積	101万ha (H16)	94万ha	93万ha	▲1万ha	-		C
		②飼料作物生産量	438万TDNt (H16)	378万TDNt	373万TDNt	▲5万TDNt	85.2%		C
		③大家畜1頭当たり飼料作物作付面積	21.2a/頭 (H16)	目標値追加	21.0a/頭	-	-		A
	〈11〉木材利用の推進と木材産業の健全な発展	①木材の利用料	20,831千? (H17)	17,688千?	17,033千?	655千㎡	81.8%		C
		②製材業の生産性	455?/人年 (H17)	356?/人年	358?/人年	2㎡/人年	78.7%		C
	〈12〉特用林産の振興	①きのこ類の生産量	39.1万t (H16)	37.1万t	36.7万t	▲0.4万t	93.9%		C
		②きのこ類の生産性	6.0t/戸 (H14)	5.6t/戸	6.4t/戸	0.8t/戸	106.7%		A
(13) つくり育てる漁業の推進	①関係漁業の生産性	2,016千トン (H18)	目標値追加	1,995千トン	-	-	-		

厚生労働省等の厚生統計調査(一覽・目次)

※ NO. にあるものを取り上げた。なお、【】書きのものはネット上での公開がされない。

分類	NO.	調査名	実施担当・部局	調査対象	調査周期	ページ
人口世帯	1	人口動態調査	統計情報部人口動態・保健統計課	全国の市区町村に届け出られたもの及び外国における日本人の出生・死亡・婚姻・離婚について届け出られたもの	毎月	P6
	-	人口動態調査特殊報告	統計情報部人口動態・保健統計課	人口動態調査と同じ。	毎年	-
	-	簡易生命表	統計情報部人口動態・保健統計課		5年周期	-
	-	完全生命表	統計情報部人口動態・保健統計課		5年周期	-
	-	都道府県別生命表	統計情報部人口動態・保健統計課		5年周期	-
	-	市区町村別生命表	統計情報部人口動態・保健統計課		5年周期	-
	-	人口動態社会経済面調査「離婚家庭の子ども」	統計情報部人口動態・保健統計課	夫婦双方が日本人で、平成9年6月1日から30日までの間に協議離婚した者を対象とし、そのうち、平成9年1月以降に別居し、親権を行う子どもを有している者	1回限り(平成9年度)	-
	-	21世紀出生児縦断調査	統計情報部人口動態・保健統計課	平成13年1月10日から17日及び7月10日から7月17日の間の出生児	毎年	-
	-	国民生活基礎調査	統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室	全国の世帯及び世帯員	毎年	-
	-	介護サービス世帯調査	統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室	全国の日常生活において手助けや見守りを要する40歳以上の者(ただし、65歳未満については、介護保険制度の要介護認定申請を行った者)を対象とし、平成12年国民生活基礎調査で設定された調査地区(2,500地区)内における当該者及びその世帯の世帯員	1回限り(平成12年度)	-
	-	人口問題に関する意識調査	統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室	全国の20～69歳の男女	5年周期(廃止)	-
	-	人口移動調査	統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室	全国の世帯主及び世帯員	5年周期	-
	保健衛生	-	出生動向基本調査	統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室	全国の妻の年齢50歳未満の夫婦	5年周期
-		夫婦調査	統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室	全国の年齢18歳以上50歳未満の独身者	5年周期	-
-		独身者調査	統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室	全国の全ての世帯の有配偶女子(妻がい	5年周期	-
-		全国家庭動向調査	統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室	ない世帯は世帯主を対象)	5年周期	-
-		世帯動態調査	統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室	全国の世帯主及び世帯員	5年周期	-
-		世帯内単身者に関する実態調査	統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室	全国の18歳以上の未婚親族が同居する世帯とその本人	1回限り(平成12年6月1日)	-
2		患者調査	統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	全国の病院、一般診療所、歯科診療所	3年周期	P6
3		受療行動調査	統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	一般病院を利用した患者	3年周期	P7

4	医療施設調査	統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	全国の病院、一般診療所、歯科診療所	(動態調査)毎月(静態調査)3年周期	P8
5	病院報告	統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	全国の病院、療養病床を有する診療所	毎月及び毎年	P10
6	衛生行政報告例	統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	都道府県・指定都市・中核市	毎年及び2年周期	P10
7	伝染病統計	統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	都道府県・指定都市・中核市の保健所	毎月(廃止)	P13
8	母体保護統計報告(例:熊本県)	統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	都道府県	毎年(報告例に統合)	P14
9	地域保健・老人保健事業報告	統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	全国の保健所及び市町村	毎年	P14
10	医師・歯科医師・薬剤師調査	統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室	全国の医籍、歯科医籍、薬剤師名簿に登録されている医師、歯科医師、薬剤師	2年周期	P17
11	保健福祉動向調査	社会統計課国民生活基礎調査室	全国の医師免許を有する医師、歯科医師、薬剤師及び生活基礎調査の調査地区から無作為抽出した300地区内における満18歳以上の世帯員	3年に2回	P18
12	病院経営収支調査	医政局指導課	全国の病院	毎年	P18
13	【無医地区等調査】	医政局指導課	市町村	5年周期	P20
14	歯科疾患実態調査	医政局歯科保健課	満1歳以上のすべての世帯員	6年周期	P20
15	【無歯科医地区等調査】	医政局歯科保健課	市町村	5年周期	P20
16	【看護師等学校養成所入学状況並びに卒業生就業状況調査】	医政局看護課	全国の保健師、助産師、看護師及びび看護師学校養成所	毎年	P21
17	薬事工業生産動態統計調査	医政局経済課	全国の医薬品、医薬部外品及び医療用具を製造(輸入)する事業所	毎月	P21
18	医薬品・医療機器産業実態調査	医政局経済課	医薬品製造・輸入販売、卸売一般販売、医療機器製造・輸入販売している企業の本社	毎年	P21
19	【医薬品等価格調査】	医政局経済課	全国の病院及びび診断所(歯科診療所を除く。)及びび保険薬局、保険薬局に医薬品を販売する薬局、一般販売業者及び卸売一般販売業者	2年周期	P21
20	【歯科用薬剤価格調査】	医政局経済課	全国の病院及びび歯科診療所に歯科用薬剤を販売している歯科用薬剤販売業者	2年周期	P21
21	【特定保険医療材料価格調査】	医政局経済課	歯科技工所に歯科用薬剤を販売している歯科用薬剤販売業者 (2)層化無作為に抽出した保険医療機関及び歯科技工	2年周期	P21
22	【原子爆弾破壊爆者実態調査】	健康局総務課	被爆者健康手帳を所持する者	10年周期	P21
23	国民栄養調査	健康局総務課生活習慣病対策室	全国の世帯及び世帯員/満1歳以上の世帯員	毎年	P21

24	喫煙と健康問題に関する実態調査	健康局総務課生活習慣病対策室	健康局総務課生活習慣病対策室	不定期	P21
25	循環器疾患基礎調査	健康局総務課生活習慣病対策室	健康局総務課生活習慣病対策室	10年周期	P23
26	糖尿病実態調査	健康局総務課生活習慣病対策室	健康局総務課生活習慣病対策室	5年周期	P24
27	結核発生動向調査	健康局結核感染症課	健康局結核感染症課	毎月及び毎年	P24
28	感染症発生動向調査	健康局結核感染症課	健康局結核感染症課	毎月及び毎年	P24
29	院内感染対策サーベイランス	医薬食品局安全対策課	医薬食品局安全対策課	毎月	P24
30	【血液製剤使用状況調査】	医薬食品局血液対策課	医薬食品局血液対策課	5年周期	P25
-	食中毒統計調査	医薬食品局食品安全部監視安全課	医薬食品局食品安全部監視安全課	毎月	-
-	食肉検査等情報還元調査	医薬食品局食品安全部監視安全課	医薬食品局食品安全部監視安全課	毎月	-
31	社会福祉施設等調査	統計情報部社会統計課	統計情報部社会統計課	毎年	P25
32	福祉行政報告例	統計情報部社会統計課	統計情報部社会統計課	毎月及び毎年	P26
33	地域児童福祉事業等調査	統計情報部社会統計課	統計情報部社会統計課	毎年	P27
34	身体障害児・者等実態調査	社会・援護局障害保健福祉部企画課／ 職業安定局高齢・障害者雇用対策部障 害者雇用対策課、共管	社会・援護局障害保健福祉部企画課／ 職業安定局高齢・障害者雇用対策部障 害者雇用対策課、共管	5年周期	P27
35	児童養護施設入所児童等調査	雇用均等・児童家庭局総務課	雇用均等・児童家庭局総務課	5年周期	P28
36	全国母子世帯等調査	雇用均等・児童家庭局総務課	雇用均等・児童家庭局総務課	5年周期	P29
37	全国家庭児童調査	雇用均等・児童家庭局総務課	雇用均等・児童家庭局総務課	5年周期	P30
38	乳幼児栄養調査	雇用均等・児童家庭局総務課	雇用均等・児童家庭局総務課	10年周期	P30
39	児童環境調査	雇用均等・児童家庭局総務課	雇用均等・児童家庭局総務課	5年周期	P31
40	乳幼児身体発育調査	雇用均等・児童家庭局総務課	雇用均等・児童家庭局総務課	10年周期	P32
41	【福祉事務所現況調査(福祉事務所実態精密調査)】	社会・援護局総務課	社会・援護局総務課	毎年	P32
42	【社会保健生 計調査】	社会・援護局保護課	社会・援護局保護課	毎月	P32
43	【被保護者全国一斉調査】	社会・援護局保護課	社会・援護局保護課	毎月	P32
44	医療扶助実態調査	社会・援護局保護課	社会・援護局保護課	毎年	P33

社会福祉

-	消費生活協同組合(連合会)実態調査	社会・援護局地域福祉課	全国の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会	毎年	-
-	中国等帰国者生活実態調査	社会・援護局援護企画課中国孤児対策室	中国残留帰国者であって、永住を目的として本邦へ帰国した者。	不定期	-
-	樺太等帰国者生活実態調査	社会・援護局援護企画課中国孤児対策室	樺太残留帰国者であって、永住を目的として本邦へ帰国した者。	不定期	-
45	知的障害児・者基礎調査	社会・援護局障害保健福祉部企画課	知的障害児・者の属する世帯	5年周期	P33
46	介護サービス施設・事業所調査	統計情報部社会統計課	全国の介護施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所	毎年	P33
47	介護給付費実態調査	統計情報部社会統計課	各都道府県国民健康保険団体連合会において、審査支払いが完了したすべての介護給付費明細書及び給付管理票等	毎月及び毎年	P34
48	介護事業経営実態調査	老健局老人保健課	介護保険サービス指定施設・事業所	3年周期	P36
49	【老人保健福祉計画等統計調査】	老健局企画課	都道府県等	毎年	P37
50	社会医療診療行為別調査	統計情報部社会統計課	保険医療機関から社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会に提出され、審査決定された毎年6月審査分の政府管掌健康保険、組合管掌健康保険及び国民健康保険の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書	毎年	P37
51	介護保険事業状況報告	老健局介護保険課	保険者(市町村及び特別区(一部事務組合及び広域連合を含む))	毎月	P38
52	医療経済実態調査(医療機関等調査)	保険局医療課	社会保険による診療を行っている病院・一般診療所・歯科診療所、保険調剤を行っている一定の薬局	2年周期	P39
53	医療経済実態調査(保険者調査)	保険局調査課	政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合及び国民健康保険の各保険者	2年周期	P43
54	【健康保険被保険者実態調査】	保険局調査課	全国の健康保険の保険者	毎年	P43
55	【国民健康保険医療給付実態調査】	保険局調査課	全国の6月審査分の診療報酬明細書・調剤報酬明細書	毎年	P43
56	【国民健康保険実態調査】	保険局調査課	全国の地方公共団体等/世帯/個人	毎年	P43
57	【国民健康保険診療施設年報】	保険局調査課	市町村、特別区、国民健康保険組合	毎年	P43
58	【国民健康保険事業年報】	保険局調査課	市町村、特別区、国民健康保険組合	毎年	P43
59	【国民健康保険事業月報】	保険局調査課	市町村、特別区、国民健康保険組合	毎月	P43
60	年金制度基礎調査	年金局数理課	年金受給者	毎年	P43
61	公的年金加入状況等調査	社会保険庁運営部企画課数理調査室	全国の15歳以上の世帯員	3年周期	P45
62	国民年金被保険者実態調査	社会保険庁運営部企画課数理調査室	国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者は含まない)及びその属する世帯。	3年周期	P46
63	【政管健保及び船員保険の医療給付受給者状況調査】	社会保険庁運営部企画課数理調査室	全国の政府管掌健康保険及び船員保険の医療給付受給者	毎年	P47

64	所得再分配調査	政策統括官付政策評価官室	全国の政府管理健康保険及び船員保険の医療給付受給者	3年周期	P47
65	【社会保障制度企画調査】	政策統括官付政策評価官室	全国の20歳以上の世帯員	3年に2回	P47
66	生活保護に関連した公的統計情報の概要	国立社会保障・人口問題研究所	『生活保護の動向 平成13年度版』中央法規	毎年	P48
67	社会保障給付費の概要(平成12年度)	国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省 各都局	毎年	P48
68	社会保障費 国際比較基礎データ	国立社会保障・人口問題研究所			P49
69	社会保障統計年報(平成14年版)	国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省 統計書類	毎年	P49
70	「社会保障費統計資料集—時系列整備—」1989年度～1998年度	国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省 社会保障給付費(5年分)	5年周期	P58
71	支援費業者情報	社会福祉・医療事業団	都道府県・市町村	毎年	P61
72	介護事業者登録数等集計一覧	社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団貸付先	毎年	P61
73	介護老人保健施設の経営状況(平成13年度)	社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団貸付先	毎年	P61
74	病院の経営状況(精神病院・療養型病院)(平成12年度)	社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団貸付先	毎年	P61
75	病院の経営状況(一般病院)(平成12年度)	社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団貸付先	毎年	P61
76	社会福祉・医療事業団貸付先の平均像(平成12年度)	社会福祉・医療事業団	貸付申込者	毎年	P61
77	退職手当共済事業の概況(平成13年度)	社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団に入会している者	周期なし	P62
78	医療費・給付関係	国民健康保険中央会	都道府県・国保連合会	毎月	P62
79	介護保険関係	国民健康保険中央会	都道府県・国保連合会	毎月	P62

他
機
関
に
よ
る
も
の

基本目標1・施策目標1における評価指標追加案

- 注1) 厚生労働省から公表されている「実績評価書（平成15年10月）」から引用。
- 注2) 厚生労働省の政策評価において設定されている既存の評価指標を「アウトプット指標」と「アウトカム指標」に分類。「アウトプット指標」は「OP」、「アウトカム指標」は「OC」と表記。
- 注3) 追加指標案を明記。（ ）内は、注2)と同様に追加指標を分類。
- 注4) 追加指標を注2)と同様に「アウトプット指標」と「アウトカム指標」に分類。
- 注5) 注3)における追加指標の数値を示す統計表を明記。
- 注6) 各調査の統計表の年次は以下の通り。人口動態調査（平成14年）、衛生行政報告例（平成14年度）、患者調査（平成11年）、医療施設調査（平成13年）、病院報告（平成13年）、医師・歯科医師・薬剤師調査（平成12年）、受療行動調査（平成11年）、社会医療診療行為別調査（平成13年）
- 注7) 本来の統計表名において、「北海道～静岡」というように県名で示されている箇所については、「都道府県」と要約。

基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 注1)	実績目標 注1)	評価指標		追加指標案			
		指標（下段：統計） 注1)	分類 注2)	追加指標 注3)	分類 注4)	統計表 注5) 注6) 注7)	
1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること	1-I 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること	① 医療計画に基づき医療機関を整備すること	病床不足地域の数(医療圏) (医政局指導課「既存病床数等調査」)	OP	診療科目(単科)別の一般病院数(都道府県)	OP	医療施設調査「一般病院数、診療科目(単科)・都道府県—13大都市・中核市(再掲)別」
					病床種別別の入院患者数の構成割合(二次医療圏内外別)	OP	患者調査「病院の推計入院患者数の構成割合、施設所在地—患者住所地・二次医療圏内—二次医療圏外×二次医療圏×病床の種別(療養型病床群—療養型病床群及び老人病床—その他の一般病床)別」
					歯科診療所数(都道府県別)	OP	医療施設調査「歯科診療所数、年次・都道府県別」
					通院時間別の外来患者の構成割合	OC	受療行動調査「推計外来患者数、構成割合、通院時間・病院の種類・年齢階級別」
					通院時間別の外来患者の構成割合(二次医療圏内外別)	OC	受療行動調査「外来患者の構成割合、通院時間・病院の種類・二次医療圏内外別」
	1-II 医療機関の機能分化と連携を促進し、医療資源の効率的な活用を図ること	① 患者の病態に応じた適正な病床区分を推進すること	病床区分ごとの病床数 一般病床(旧その他の病床から療養型病床群を引いた数を含む) (病床) (大臣官房統計情報部「医療施設調査」)	OP	入院状況別の入院患者数(入院期間別、病床の種別別)	OC	患者調査「推計入院患者数、入院の状況×入院期間×病院—一般診療所・病床の種別別」
					複数受診の理由別の入院患者の構成割合(病院の種別別)	OC	受療行動調査「複数の医療機関を受診した推計入院患者数、構成割合、複数受診の理由(主なもの)・病院の種類・年齢階級別」 受療行動調査「複数の医療機関を受診した推計入院患者数、構成割合、複数受診の理由(複数回答)・病院の種類・年齢階級別」
					病床種類別の病院数(都道府県別)	OP	医療施設調査「病院数、病院—病床の種類・都道府県—13大都市・中核市(再掲)別」
					病床種類別の病床数(都道府県)	OP	医療施設調査「病床数、病院—病床の種類・都道府県—13大都市・中核市(再掲)別」
					病床数(病院・病床の種別別)	OP	病院報告「病床数、病院—病床の種類・都道府県—13大都市・中核市別」
					平均在院日数(病院の種別別、病床の種別別)	OC	病院報告「総括 病院の種類・病床の種類、在院患者数・新入院患者数・退院患者数・外来患者数・病院数・病床数・病床利用率・平均在院日数」
					術後の平均在院日数(傷病分類別)	OC	患者調査「術後の平均在院日数(施設所在地)、都道府県×傷病分類×病院—一般診療所別」
					心身の状況別の入院患者の構成割合(病床の種別別)	OC	患者調査「病院の推計入院患者数の構成割合(施設所在地)、心身の状況(5項目)×二次医療圏×病床の種別(療養型病床群—療養型病床群及び老人病床—その他の一般病床)別」
					心身状況別の療養型病床群の入院患者数(療養型病床)	OC	患者調査「療養型病床群等の推計入院患者数、心身の状況(12項目)×入院の状況×病院—一般診療所・病床の種別別」 患者調査「療養型病床群等の推計入院患者数、心身の状況(12項目)×入院期間×病院—一般診療所・病床の種別別」
				入院の状況別の入院患者数(病床の種別)	OC	患者調査「推計入院患者数、入院の状況×入院期間×病院—一般診療所・病床の種別別」	
				心身の状況に応じた病床に入院している患者数	OC	患者調査「推計入院患者数、入院の状況×心身の状況(5項目)×病院—一般診療所・病床の種別別」	
				傷病分類別の退院患者平均在院日数(病床の種別別)	OC	患者調査「退院患者平均在院日数、病院—一般診療所・病床の種別×傷病分類別」	
				病床の種別別の病床数(二次医療圏別)	OP	医療施設調査「病院数、病床数、病院—病床の種類・二次医療圏・市区町村別」	
				病床種類別の病床数(都道府県別)	OP	病院報告「病床数、病院—病床の種類・都道府県—13大都市・中核市(再掲)別(6月末現在)」	

施策目標 注1)	実績目標 注1)	評価指標		追加指標案		
		指標(下段:統計) 注1)	分類 注2)	追加指標 注3)	分類 注4)	統計表 注5) 注6) 注7)
		療養病床(療養型病床 群含む)(病床) (大臣官房統計情報部 「医療施設調査」)	OP	病床種類の平均在院日数(都道府県別)	OC	病院報告「平均在院日数, 病床の種類・都道府県—13大都市・中核市(再掲)別」
				病床の種類別の病床数(都道府県別)	OP	病院報告「病床数, 病床の種類・都道府県—13大都市・中核市(再掲)別(6月末現在)」
				診療所の療養病床の平均在院日数(都道府県別)	OC	病院報告「診療所の療養病床, 患者数・病床利用率・平均在院日数・都道府県—13大都市・中核市(再掲)別」
				看護・介助の満足度にかかる入院患者構成割合(病院の 種類別)	OC	受療行動調査「入院患者の構成割合, 看護・介助の満足度・病院の種類・心身の状況別」
				食事の内容の満足度にかかる入院患者構成割合 (病院の種類別)	OC	受療行動調査「入院患者の構成割合, 食事内容の満足度・病院の種類・心身の状況別」
				病院の全体的な満足度にかかる入院患者構成割合 (病院の種類別)	OC	受療行動調査「入院患者の構成割合, 病院の全体的な満足度・病院の種類・心身の状況別」
				診察・治療内容の満足度にかかる入院患者構成割合 (病院の種類別)	OC	受療行動調査「入院患者の構成割合, 診察・治療内容の満足度・病院の種類・心身の状況別」
				病室等の使いやすさの満足度にかかる入院患者構成割合 (病床の種類別)	OC	受療行動調査「入院患者の構成割合, 病室等の使いやすさの満足度・病院の種類・心身の状況別」
				各項目別満足度別の入院患者構成割合 (病院の種類別)	OC	受療行動調査「入院患者の構成割合, 病院の種類・各項目別満足度別」
				病院の全体的な満足度にかかる入院患者の構成割合 (病院の種類別)	OC	受療行動調査「入院患者の構成割合, 病院の全体的な満足度・病院の種類・部屋人数別」 受療行動調査「入院患者の構成割合, 病室の広さ等の満足度・病院の種類・部屋人数別」
	② 医療機関相互の連携を促進す ること	地域医療支援病院の数(病院) (医政局総務課調べ)	OP	情報提供先別の情報提供件数	OP	医療施設調査「病院数(重複計上); 情報提供件数, 情報提供先・精神病院—一般病院(再掲)・開設者別」 医療施設調査「歯科診療所数(重複計上); 情報提供件数, 情報提供先・開設者別」
				平均在院日数(二次医療圏別)	OC	病院報告「平均在院日数, その他の病床等(再掲)・二次医療圏別」
				傷病分類別の退院患者平均在院日数(二次医療圏別)	OC	患者調査「病院の退院患者平均在院日数(施設所在地), 二次医療圏×傷病分類別」
				入院状況別の入院患者数(病床の種類別)	OC	患者調査「推計入院患者数, 入院の状況×入院期間×病院—一般診療所・病床の種類別」
				紹介による入院患者数(病床の種類別)	OC	患者調査「推計入院患者数, 紹介の有無×病院—一般診療所・病床の種類別」
				紹介による外来患者数	OC	患者調査「推計患者数, 入院—外来・紹介の有無×性・年齢階級×施設の種類別(歯科診療所)」 患者調査「推計患者数, 入院—外来・紹介の有無×傷病中分類×病院—一般診療所別」
				退院後の行き先別の紹介による入院患者数 (病院種類別)	OC	患者調査「推計退院患者数, 退院後の行き先・紹介の有無×傷病分類×病院—一般診療所別」
				転機別の紹介による入院患者数(病床種類別)	OC	患者調査「推計退院患者数, 転帰×退院後の行き先・紹介の有無×病院—一般診療所・病床の種類別」
				紹介を受けた退院患者の平均在院日数 (退院後の行き先別)	OC	患者調査「退院患者平均在院日数, 入院前の場所・紹介の有無×退院後の行き先・紹介の有無×病院—一般 診療所別」
				紹介を受けた退院患者の平均在院日数(都道府県別)	OC	患者調査「退院患者平均在院日数(患者住所地), 都道府県×傷病大分類×病院—一般診療所別」
紹介を受けて療養型病床群に入院していた退院患者の 平均在院日数	OC	患者調査「療養型病床群の退院患者平均在院日数, 入院前の場所・紹介の有無×退院後の行き先・紹介の有 無×病院—一般診療所別」				
術前の平均在院日数(手術名別)	OC	患者調査「術前の平均在院日数(施設所在地), 都道府県×病院—一般診療所・手術名別」				
紹介を受けて入院していた退院患者数(病院—一般診療 所別)	OC	患者調査「推計退院患者数, 入院前の場所・紹介の有無×性・年齢階級×病院—一般診療所別」				
紹介を受けて入院していた退院患者数(退院後の行き先 別)	OC	患者調査「推計退院患者数, 退院後の行き先・紹介の有無×性・年齢階級×病院—一般診療所別」				